

保健師助産師看護師国家試験出題基準とは

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下「保健師助産師看護師国家試験」という。）は、保健師助産師看護師法第 17 条に基づき、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものである。

保健師助産師看護師国家試験の内容は、保健師、助産師及び看護師が保健医療の現場に第一歩を踏み出す際に、少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能であり、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、これらを具体的な項目によって示したものである。保健師助産師看護師試験委員（以下「試験委員」という。）は、保健師助産師看護師国家試験の妥当な内容や範囲及び適切な水準を確保するため、この基準に拠って出題する。

従って、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、保健師、助産師及び看護師学校養成所の教育で扱われる全ての内容を網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

保健師助産師看護師国家試験出題基準の利用法

利用者は以下の各項に留意し、利用すること。なお、各項目は、保健師助産師看護師国家試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致しない点があるほか、各科目や項目間で内容が重複することがある。

1. 目標

目標は、保健師助産師看護師国家試験における出題のねらいを示している。この出題のねらいを踏まえ、大・中項目の記載内容によって、保健師、助産師及び看護師として少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能について出題する範囲が示されるものである。

2. 大・中・小項目の位置付け

1) 大項目

中項目を束ねる見出しである。なお、中項目の記載と併せて「出題の範囲」を示すことがある。

2) 中項目

保健師助産師看護師国家試験の「出題の範囲」となる事項である。

3) 小項目

中項目に関する内容を分かりやすくするために示したキーワードである。よって、小項目の表現や記載の有無に限らず、中項目で記載された内容が「出題の範囲」となることに留意する。

従って、「出題の範囲」は記載された事項に限定されず、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容を含むものとする。

3. その他

1) 括弧書き

提示する同一事象に対し、異なる表現がある場合には、括弧書きで提示している。試験委員の判断により、括弧内・外の語を単独又は併記して使用できる。

なお、括弧は以下の規定により用いている。

< > : 直前の語の言い換え

- ① 正式名称と比しても略語の周知度や重要度が高い場合
- ② 和名と英名等によって同義語を記載する場合
- ③ 人名を冠した用語において原語を併記する場合

例 ; 世界保健機関<WHO> 権利擁護<アドボカシー> Apgar<アプガー>スコア など

() : 直前の語のさらに下位項目

- ① 直前の語の具体的な例示が必要な場合
- ② 特に重要な事項を示す場合

例 ; 肺循環障害(肺高血圧、肺塞栓症) 情報管理(個人情報の保護) など

2) 読点「、」及び中点「・」

関連する語を列記する際に、読点「、」及び中点「・」を以下の規定により用いている。ただし、検索の利便性を確保する観点から、索引には中点を使用せずに掲載している場合がある。

読点「、」 : 単純に列記する場合

例 ; 平均余命、平均寿命、健康寿命 大動脈瘤、大動脈解離 など

中点「・」 : 前後の語での重複を排して列記する場合、英熟語を使用する場合

例 ; 転倒・転落の防止 羊水の量・性状 インフォームド・コンセント など